

(別紙2)

「よくわかる大津市の介護サービス」官民協働発行事業協定書

大津市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、市民サービスの向上及び地域社会への貢献を図るため、「よくわかる大津市の介護サービス」（以下「パンフレット」という。）の発行に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 甲及び乙は、「市民の暮らしに役立つ情報を提供する」という理念のもと、本市の高齢者福祉・介護についての情報をまとめたパンフレットを発行する。

2 甲及び乙は、官民協働の精神に基づき、協働してパンフレットを制作するものとする。
甲が確認の上、受領することにより、この協定に基づく各々の役務を完了する。

3 甲及び乙は、この協定書に基づき、協定の内容を誠実に履行しなければならない。

4 乙は、本協定の履行に関して、甲からの必要書類の提出、意見等を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(パンフレットの制作)

第2条 パンフレットの規格等は、甲の定める「よくわかる大津市の介護サービス」官民協働発行事業仕様書によるものとする。

2 甲又は乙の都合により仕様を変更する必要があるときは、甲、乙協議のうえ、仕様の変更ができるものとする。

3 甲は、パンフレットの制作に必要な行政情報を乙に提供するものとする。

4 乙は、パンフレットに広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）を募るものとする。

5 乙は、前2項で収集等をした情報を基に、パンフレットを制作するものとする。

6 乙は、パンフレットに掲載する情報や広告について、甲の検査を受けなければならないものとする。

7 パンフレットの校正は、甲、乙が協力して行い、甲の校了をもって印刷に着手するものとする。

(費用の負担)

第3条 乙は、パンフレットの制作及び配布等に要する一切の費用を、乙が集める広告及びその他の収入により賄うものとし、甲は乙に提供する行政情報に係る費用のみを負担する。ただし、甲又は乙の都合により仕様を変更した場合に発生した費用等は、甲、乙協議のうえ、帰すべき各々が負担する。

(広告の販売)

第4条 乙は、広告主を募るに当たって、甲の定める「大津市広告掲載要綱」及び「大津市広告掲載基準」を満たすものとする。

2 乙は、広告主を募るに当たって、協働を基本に甲と協力し、地域事業者に対し十分な説明を行い、広告の販売を行うものとする。

3 甲は、本市ホームページにおいて広告の協力要請を行い、乙の支援を行うものとする。

(別紙2)

- 4 乙は、広告主を募るに当たって、事前に甲の承諾を得た上で甲の名称等を使用することができる。

(パンフレットの発行に関する責任)

第5条 甲及び乙は、パンフレットの発行に関し、第三者からの苦情及び何らかの問題（以下「苦情等」という。）が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応するものとする。

- 2 甲は、乙に提供した行政情報に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。
3 乙は、乙が収集した広告等に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。
4 乙は、パンフレットの発行に関し、第三者に損害を与えた場合は、乙又は広告主の責任及び負担において解決しなければならない。ただし、甲の責めに帰す場合はこの限りでない。

(掲載内容の変更又は中止)

第6条 乙は、パンフレットに掲載する内容を変更又は中止する場合は、甲に申し出なければならない。

- 2 甲は、乙からのパンフレットに掲載する内容の変更又は中止の申出があった場合には、変更又は中止をする掲載内容の検査を行うものとする。
3 乙は、乙の責めに帰する理由によるパンフレットに掲載する内容の変更又は中止に関し、既に納入、配布したパンフレットがある場合は、甲と協議のうえ、乙の責任及び負担において対応するものとする。

(発行の中止)

第7条 甲及び乙は、社会情勢の変動や甲又は乙の責めに帰する理由により、パンフレットの発行に不適切な事情が生じた場合には、甲乙協議の上、発行の全部又は一部を中止することができる。

- 2 乙は、乙の責めに帰する理由によるパンフレットの発行の中止に関し、既に納入、配布したパンフレットがある場合は、甲と協議の上、乙の責任において対応するものとする。

(電子書籍等への転用)

第8条 パンフレットに掲載された情報について、甲又は乙に関連する WEB 環境を用いた電子書籍等へ転用することができるものとする。

- 2 甲は、甲の公式ホームページ以外に転用する場合は、乙の承認を得るものとする。
3 乙は、転用する場合は甲の承認を得るものとする。

(権利義務譲渡等の禁止)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(委託又は下請けの禁止)

第10条 乙は、第三者に対し、本協定の一部又は全部の実施を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(著作権の帰属)

第11条 甲が提供する行政情報の著作権は全て甲に帰属し、乙が他の媒体へ転載、引用等

(別紙2)

を行う場合は、甲の許可を得るものとする。

2 乙が収集した情報及び広告等の著作権は乙に帰属し、甲が他の媒体への転載、引用等を行う場合は、乙の許可を得るものとする。

(機密の保持)

第 12 条 甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(協定の期間)

第 13 条 協定の期間は、協定締結の日から令和 1 2 年 4 月 3 0 日までとする。

(協定の解約)

第 14 条 甲又は乙は、やむを得ない事由が発生し協定の継続ができなくなった場合は、相手方に書面で通知し、双方合意の上でこの協定を解約することができる。

(その他)

第 15 条 この協定に関し生じた疑義又はこの協定の定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 1 0 月 1 日

甲 滋賀県大津市御陵町 3 番 1 号
大津市
大津市長 佐 藤 健 司

乙 ○○○○○○○○○丁目○○番○○号
○○○○○
○○○○○ ○ ○ ○ ○